

## 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書

日頃は、私学助成の拡充と私学振興に対して、格別のご配慮をいただき、心より感謝申し上げます。  
この度、国に対して、私学助成の拡充に関する意見書を採択していただきたく存じます。格別のご配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

### 《陳情事項》

国に対し、地方自治法第99条により、次の点を内容とする「意見書」を提出して下さい。

- ① 父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層拡充すること
- ② 国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図ること

### 《陳情趣旨》

全国の私学関係者、国会議員、各自治体の議会関係者をはじめ、幅広い皆様のご尽力により、今年度の国の私学関係予算では、経常費助成の国基準単価を高校生一人当たり4,121円増額していただくことができました。

また、私立高校に子どもを通わせる家庭に対する「就学支援金」は、年収590万円未満世帯まで私立高校の平均授業料を無償化する額に引き上げられ、愛知県においては、国の「就学支援金」の増額分を全額活用して、年収720万円未満世帯まで授業料と入学金の無償化を実現することができました。

しかし、年収910万円未満が無償化され、それ以上の家庭でも年間約12万円の学費で通うことのできる公立高校と比べて、私立高校の約半数の家庭には、依然として大きな学費負担が残されています。

私学も公立と同じ公教育です。学費の「公私格差是正」「教育の公平」は、全ての子どもと父母の切実な願いであり、その土台となる国の就学支援金制度の拡充は、益々重要になっています。

また、財政の不安定な私学が公立と同一水準の教育条件を確保していくためには、私学助成の国庫補助と地方交付税交付金による経常費助成の国基準単価を、来年度も引き続き拡充していただくことが求められます。

「いじめ」や「不登校」などの社会問題に加え、文科省も「生きる力」「社会に開かれた教育課程」「主体的・対話的で深い学び」を提唱し、今や「教育改革は待ったなし」と言われています。このような時こそ、私学は人々の期待に応え、建学の精神に基づく自由な公教育機関として、その役割を発揮していかなければなりません。そのためには、私学助成の拡充によって学費と教育条件の公私格差を抜本的に是正し、「私学選択の自由」を実現していくことが不可欠です。

貴職に置かれましては、以上の趣旨を深くご理解いただき、上記の項目につきまして、国に対して意見書を提出いただけますよう、切にお願い申し上げます。

令和6年 11 月 14 日

代表

住 所 愛知郡東郷町

氏 名 堀田 暁美

取り扱い団体

私学をよくする愛知父母懇談会

会 長

日比野 久

愛知私学助成をすすめる会

会 長

西手 尚子

東郷町議会

議 長 加 藤 宏 明 殿

## 国の私学助成の拡充に関する意見書

私立学校は、国公立学校とともに公教育の場として重要な役割を担っており、国においても、昭和 50 年に学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を制定し、各種助成措置が講じられてきた。

とりわけ平成 21 年に始まった私立高校生に対する「就学支援金」制度は、令和 2 年度から、年収 590 万円未満世帯まで授業料平均額の無償化が実施され、愛知県においては就学支援金の増額分を全額活用して、年収 720 万円未満世帯まで授業料と入学金の無償化を実現することができた。この間、学費滞納・経済的理由による退学者は大幅に減少しており、国のこれまでの私学助成政策は着実に成果を生んでいる。

しかしそれでもなお、年収 910 万円未満世帯まで無償化され、それ以上の家庭でも年間約 12 万円の学費で通うことのできる公立高校生と比べて、私立高校生にはまだ大きな学費負担が残されている。

愛知県では高校生の 3 人に 1 人が私学に通っており、約 90% が進学する高校教育において、「学費の公私格差是正」「教育の公平」は全ての子どもと父母の切実な願いであり、その土台となる国の就学支援金制度の拡充は引き続き重要な課題となっている。

加えて、財政が不安定な私学が公立と同一水準の教育条件を確保していくためには、私学助成の国庫補助と地方交付税交付金による経常費助成の国基準単価を来年度も引き続き拡充していくことが求められる。

よって、当議会は政府に対し、国の責務と私学の重要性にかんがみ、父母負担の公私格差を是正するために「就学支援金」を一層拡充するとともに、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金と、それに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条により、意見書を提出する。

令和 6 年      月      日

東郷町議会

議 長

内閣総理大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣 宛